

入居予定申立書添付書類

現在の家屋の処分方法		添付書類
1. 現在の家屋を売買する場合		○現在の家屋の売買契約書（写）又は不動産仲介業者等との媒介契約書（写）※等売却することを証する書類 ○現在の住民票（写）
2. 現在の家屋を賃貸にする場合		○現在の家屋の賃貸契約書（写）又は不動産仲介業者等との媒介契約書（写）※等賃貸することを証する書類 ○現在の住民票（写）
3. 現在の家屋が借家・社宅（官舎）・寄宿舍・寮等の場合		○家主との間の賃貸契約書（写）、使用許可書（写）又は家主の証明書等、現在の住居が証明申請者の所有でないことを証する書類 ○現在の住民票（写）
4. 現在の家屋に申請者の親族等が居住する場合		○親族等からの申立書 ○現在の住民票（写）
5. その他		○現在の家屋が今後、証明申請者の居住の用に供されるものではないことを証する書類 ○現在の住民票（写）
6. 未定	新築又は取得した家屋に関する資金を借りるため、抵当権の設定を急ぐ等登記を入居の後に遅らせることのできない場合	○当該家屋を新築又は取得するための資金の貸付け等にかかる金銭消費貸借契約書（写）又は代金の支払期日の記載のある売買契約書（写） ○現在の住民票（写）
	前住人が未転出である場合	○前住人と証明申請者又は宅建業者との間の引渡期日の記載のある売買契約書（写） ○現在の住民票
	本人又は家族の病気等であるため、登記までに入居できない場合	○治療期間が記載された医師の診断書（写） ○現在の住民票（写）
	その他	○やむを得ず入居が登記の後になることを証する書類 ○現在の住民票（写）

※契約に至っていない場合は予約書